

## 安全運転推進重点広報啓発事業委託業務

## 仕様書

**1 業務名**

安全運転推進重点広報啓発事業委託業務

**2 業務目的**

県内における昨年の「歩行者の死傷者数」のうち、特に「横断歩道を横断中の死傷者数」の割合は36.2%を占めており、令和6年より2.8%減少したものの、安全であるはずの横断歩道上での事故が未だ多い状況である。また、「信号機のない横断歩道における車の一時停止状況全国調査」(JAFによる2025年8月調査)によると、愛知県の一時停止率は48.9%であり、前年の調査時よりマイナス12.1%であった。未だ約半数のドライバーが一時停止をしておらず、歩行者保護意識の更なる醸成が必要となっている。

このため、ドライバーに対しては、「横断歩道では歩行者が優先」であることを強く呼び掛けるとともに、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛けていくことで、ドライバー、歩行者双方の交通安全意識の高揚を図る。

**3 業務内容（詳細は4～8）**

- (1) 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成
- (2) 啓発動画の企画・作成・配信
- (3) 啓発品の企画・作成・配布
- (4) 体験型啓発イベントの企画・運営
- (5) 特設Webサイトの企画・作成・周知・運営

**4 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成**

「ハンド・アップの実践」を呼び掛けるにふさわしい、著名人等（複数可）を選定し、著名人等を含めた複数名で「2026年度ハンド・アップ隊」を結成すること。

**5 啓発動画の企画・作成・配信**

ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であることや歩行者に対して「歩きスマホの危険性」を周知する啓発動画と「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を企画・作成し、若者や一般世代が多く利用するSNS広告として配信する。

**(1) 啓発動画の企画・作成**

以下の仕様等を満たす啓発動画を企画・作成すること。

ア 企画・作成する啓発動画は、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」を歩行者に対して「歩きスマホの危険性」を呼び掛ける（ア）、（イ）と、「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける（ウ）の3種類を企画・作成すること。

(ア) 「横断歩道は歩行者優先」（ドライバー向け）

(イ) 「歩きスマホの危険性」（歩行者向け）

(ウ) 「ハンド・アップを実践しよう！」

- イ 企画・作成する啓発動画は、本事業全体に統一感をもたせたものとし、県民に分かりやすく、訴求力の高い内容にすること。
- ウ 「2026年度ハンド・アップ隊」を起用すること。（4 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成を参照）
- エ 各啓発動画は、「愛知県」からの啓発動画であることが分かること。
- オ 各啓発動画は、15秒とすること。※縦型、横型は問わない。
- カ 作成意図・音響効果、視覚効果、工夫点等を示した啓発動画放送原稿案を愛知県に提出し、その審査を得た後で、作成にとりかかること。
- キ 啓発動画には県政イメージアップマーク他、愛知県の指示する内容を明記すること。
- ク カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- ケ 啓発動画の企画・作成にあたり、安全対策に万全の体制を整えること。
- コ 作業にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

## (2) 啓発動画の配信

### ア 配信

若者や一般世代が多く利用するSNS広告で配信すること。  
配信エリアは、愛知県とすること。

### イ 配信時期及び配信期間

令和8年8月1日（土）から令和9年2月28日（金）までの期間で1ヵ月以上  
ただし、愛知県は交通事故情勢等その他の理由により、受託者と協議して配信時期を変更できるものとする。

### ウ 配信回数

指定した期間内に合計で100,000回以上放送すること。

### エ 成果物の提出

配信業者指定の日までに該当配信業者へ成果物を納品するとともに、次の成果物を愛知県に提出すること。

(ア) 種類：作成した啓発動画の動画データ（MP4形式とMPEG形式・2種類とも）

(イ) 媒体：CD-RまたはDVD-R

(ウ) 数量：2枚

(エ) 期限：契約終了日まで

(オ) 成果物の二次使用

作成した啓発動画データについて、以下の場面で二次使用できるものとする。（使用期限は令和9年3月31日まで）

a 愛知県のインターネットホームページ等への掲載

b 愛知県が開催するイベントでの活用

c その他、愛知県が実施する広報等

(カ) その他

啓発動画配信期間終了までに啓発動画を配信できない事態になった場合には、愛知県と協議の上、受託者の責任において、再作成等配信できる措置をとること。

## 6 啓発品の企画・作成・配布

「ハンド・アップの実践」を呼び掛けるのにふさわしい啓発品を企画・作成し、配布する。

### (1) 数量

4,400個

### (2) 仕様

ア 「ハンド・アップ運動」の推進に寄与する品目とすること。

イ 「2026年度ハンド・アップ隊」を起用（4 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成を参照）し、本事業全体に統一感をもたせたものとする。

ウ 作成意図、品目、デザイン案等を愛知県に提出し、その審査を得た後で作成にとりかかること。

エ 啓発品は、県政イメージアップマーク等、「愛知県」の啓発品であることが分かること。

オ 「7 体験型啓発イベントの企画・運営」の参加者への配布や愛知県が別途実施する街頭キャンペーン等で配布することを想定し、手にとってもらいやすいよう工夫して作成すること。

カ 校正及び色校正は、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

キ 近年、プラスチックごみによる海洋の汚染が問題となっているため、過剰包装をしない等配慮すること。

### (3) 納品期限

令和8年8月28日（金）

### (4) 納品場所

納品場所	納品個数
「7 体験型啓発イベントの企画・運営」の会場2か所	計1,000個
県民事務所等6か所	計1,800個（各300個）
愛知県庁防災安全局県民安全課	1,600個

## 7 体験型啓発イベントの企画・運営

県内大型商業施設のイベントスペース等2か所で体験型啓発イベントを実施する。

### (1) 会場の選定

尾張地区、三河地区の2地区において、集客が見込める大型商業施設のイベントスペースを各1か所選定し、提案すること。

### (2) 体験型啓発イベントの企画条件

ア イベントは、令和8年11月から令和9年2月末までに開催すること。

イ 主に子どもや高齢者を対象とし、歩行者の事故を防止するための内容、ハンド・アップ運動を周知する内容を含む、多くの集客が見込める体験型啓発イベントを企画すること。

ウ 体験型啓発イベントはイベントスペースで実施することを想定し、本事業全体に統一感をもたせ、愛知県の交通安全のイベントであることが分かるように企画・デザインする。

エ 体験型啓発イベントには、「2026年度ハンド・アップ隊」（4 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成を参照）を複数名参加させること。ただし、著名人等の参加は必須としない。

オ 参加者（同伴者含む）には、「6 啓発品の企画・作成・配布」で作成した啓発品を手交すること。ただし、体験後に受け取る仕組みにすること。

なお、2会場で計1,000個を配布すること。

- カ 来場者が楽しく参加できるよう、加えて、体験したくなるように工夫すること。
- (3) **啓発のぼり及びジャンバー又はベストの作成**
- ア 本事業における一貫したイメージ統一及び啓発活動の視認性向上を目的とし、ハンド・アップ運動に関連性がある「のぼり」および「ジャンバー又はベスト」を作成すること。
  - イ 「のぼり」および「ジャンバー又はベスト」については、体験型啓発イベントで活用するとともに、イベントや啓発等で繰り返し使用することができるものを作成する。  
選定するイベントスペースによりのぼりの使用が難しい場合は、体験型啓発イベント運営時のみのぼりに代わるものを使用すること。
  - ウ 2027年（令和9年）3月31日以降も啓発活動等で使用できるようデザイン及び耐久性を考慮したものとすること。
  - エ 数量については、本事業で予定されているイベント運営に必要な枚数／着数とし、必要に応じて愛知県と協議し決定すること。
  - オ 納品期限  
体験型啓発イベントの初回実施会場
  - カ 納品場所  
体験型啓発イベントの企画・運営」の実施日の会場
- (4) **その他**
- ア イベントに関係する作成物（パネル、のぼり、ジャンバー又はベスト等）には、県政イメージアップマーク等、「愛知県」が実施していることが分かること。
  - イ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
  - ウ 体験型啓発イベントの実施にあたり、必要な調整や申請等に関わる一切の手続きを行うとともに、安全対策に万全の体制を整えること。このことに関する義務と責任は、すべて受託者の負担とする。
  - エ 体験型啓発イベントの実施方法において、実施会場と十分調整するとともに、各々の会場の実態に応じて安全対策に配慮し、適切に実施できるようにすること。
  - オ 体験型啓発イベントの実施にあたり、愛知県と会場と十分に調整の上、その指示に従うこと。
  - カ イベントの関係する作成物（パネル、のぼり、ジャンバー又はベスト等）について、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。
- (5) **成果物の提出と期限**
- ア 種類：作成したデザインの電子データ
  - イ 媒体：CD-RまたはDVD-R（以下の3形式を入れる）
    - ①illustrator形式  
(データ作成のOSとバージョン、アプリケーション名とバージョンを明記)
    - ②JPEG形式
    - ③PDF形式
  - ウ 数量：2枚
  - エ 期限：契約終了日まで

## 8 特設Webサイトの企画・作成・周知・運営

県民安全課の事業において実施する各種交通安全啓発施策について、県民に分かりやすく情報を届け、理解促進及び行動変容につなげることを目的として、全世代向けの特設Webサイトを企画・作成・周知・運営する。

特設Webサイトは、県民安全課の交通安全啓発事業（ハンド・アップ運動等）を横断的に整理・集約する情報発信の中核として位置づけ、各種啓発動画、広報施策等と連動した効果的な情報発信を行うものとする。

### (1) 特設Webサイトの企画・作成

#### ア 基本要件

- (ア) 全世代を対象とし、スマートフォンでの閲覧を前提とした構成・デザインとすること。
- (イ) 本事業全体に統一感を持たせたデザイン・情報設計とし、個別事業ごとの内容を分かりやすく整理して掲載すること。
- (ウ) 本Webサイトが「愛知県」による交通安全啓発の特設Webサイトであることが明確に分かる表現とすること。

#### イ 掲載内容

特設Webサイトには、以下の内容を掲載すること。

- (ア) 本事業における交通安全啓発の趣旨及び全体構成
- (イ) 「ハンド・アップ運動」をはじめとする各啓発事業の概要説明
- (ウ) 本事業で作成する啓発動画（15秒動画等）の視聴コンテンツ

※県民安全課の事業で作成した動画についても、必要に応じて掲載できる構成とすること。

- (エ) 県民安全課の事業に係る各種広報施策や取組内容の紹介
- (オ) その他、歩行者保護及び交通安全意識の向上に資する情報

ウ 「2026年度ハンド・アップ隊」の起用（4 「2026年度ハンド・アップ隊」の結成を参照）以下の点に留意して作成すること。

- (ア) Webサイト内のビジュアル及びコンテンツにおいて、効果的に活用すること。
- (イ) 事業全体の統一感を損なわないよう配慮し、交通安全啓発を主目的とした表現とすること。

#### エ インフラ環境・URLに関する要件

- (ア) 特設WebサイトのURLは、愛知県が発行するサブドメインを使用し、「https://\*\*\*.pref.aichi.jp/」形式とすること。  
（\*\*\*に該当する部分は、愛知県と協議の上、その指示に従うこと。）
- (イ) Webサイトを設置するサーバー環境については、受託者が構築・管理するものとし、当該サーバーと愛知県が発行するサブドメインを紐づけて運用すること。
- (ウ) 特設WebサイトのURLについては、事業終了後に悪用されないよう、少なくとも3年間以上は保有し、適切に管理すること。

#### オ 作成プロセス

- (ア) 作成にあたっては、Webサイトの構成案、デザイン案、作成意図等を整理した企画案を作成し、愛知県に提出のうえ、承認を得てから作成に着手すること。
- (イ) 作業にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

## (2) 特設Webサイトの周知・運営

### ア 周知方法

特設Webサイトの周知については、本事業で実施する他の広報業務と連動し、特設Webサイトが各種施策の情報集約先として機能するように設計すること。

具体的な周知施策の内容については、各広報業務の記載内容と整合を図りつつ実施するものとする。

### イ 運営期間

特設Webサイトの運営期間は、令和8年8月1日(土)から令和9年3月15日(月)までを基本とし、閲覧者に閲覧期限が分かるようにWebサイトに明示すること。

ただし、愛知県は、交通事故情勢や社会情勢等の理由により、受託者と協議のうえ、運営期間を変更できるものとする。

### ウ 成果物の提出

受託者は、特設Webサイトの運営開始までに、次の成果物を愛知県に提出すること。

#### (ア) 種類：特設Webサイト一式

(HTMLデータ、使用した画像・動画等の電子データ、デザインデータ)

#### (イ) 媒体：CD-R または DVD-R

デザインデータについては、以下の3形式を入れる

##### ①illustrator形式

データ作成のOSとバージョン、アプリケーション名とバージョンを明記)

##### ②JPEG形式

##### ③PDF形式

#### (ウ) 数量：2枚

#### (エ) 提出期限：契約終了日まで

### エ 成果物の二次使用

作成した特設Webサイト及び掲載コンテンツについては、以下の用途において二次使用できるものとする(使用期限は令和9年3月15日まで)。

#### (エ) 愛知県のインターネットホームページへの掲載

#### (オ) 愛知県が開催するイベント等での活用

#### (カ) その他、愛知県が実施する交通安全広報

### オ その他

(ア) 特設Webサイトの運営期間終了までに、やむを得ない理由により運営が困難となった場合は、愛知県と協議のうえ、受託者の責任において、同等の効果が得られる措置を講じること。

(イ) アクセシビリティ及びカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

(ウ) 行政機関のWebサイトとして求められる情報の正確性、更新性及び運用面に配慮したWebサイト構築が可能であること。

## 9 追加提案企画

本仕様書で示す内容以外に、受託者が委託料の範囲内で独自に企画を提案した場合は、その遂行に責任を持って対応すること。

なお、追加提案をする企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に愛知県と協議の上、決定する。

## 10 スケジュール管理及び打合せ

### (1) スケジュールの整理及び実施結果の整理

愛知県とのスケジュール管理に用いる事業実施スケジュールを整理するとともに、実施結果を記録する。

### (2) 打合せ及び議事録の作成

実施期間内に必要に応じて適宜適切に愛知県と打合せを行うこと。

打合せ後、以下の項目を記載した議事録を作成し、愛知県の確認を得たうえで共有する。

ア 日時

イ 場所

ウ 出席者

エ 協議事項及びその結果

オ その他必要な事項

## 11 完了検査

受託者は全ての業務完了後、業務報告書と業務完了届を遅滞なく県に提出するものとする。

業務報告書には、啓発動画のSNS広告配信確認書、啓発品の写真、体験型啓発イベントの実施報告（写真等）、特設Webサイトのアクセス状況等を添付し、検査を受けるものとする。

検査の結果、成果物に不適切なものがあつた場合、愛知県は受託者に完全な物を作成させ、完全な方法で指定した日に再提出させることができる。

## 12 その他

(1) この業務に係る許認可事務は、受託者の責任において申請すること。

(2) この仕様書によりがたい細部項目については、その都度、愛知県の指示を受けるものとする。

(参考1)

「ハンド・アップ運動」

歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。

★歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。

★歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。

★歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。

★ドライバーは、道路上のダイヤモンドマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるように、スピードを落として走行する。

★ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。

(参考2)

「横断歩行者等妨害等違反」(道路交通法 第38条)

横断歩道で横断しようとする人や横断中の人がいるにもかかわらず停止しない又は歩行者の通行を妨害した場合、「横断歩行者等妨害等違反」となる。

罰 則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

過失10万円以下の罰金

違反点：2点

反則金：大型車12,000円

普通車 9,000円

二輪車 7,000円

原付車 6,000円

(参考3)

【愛知県HP組織でさがす > 防災安全局 > 県民安全課 > 交通安全グループ >

歩行者保護(横断歩道は歩行者優先)】

【愛知県HP組織でさがす > 防災安全局 > 県民安全課 > 交通安全グループ >

「ハンド・アップ運動」を推進しています!】

(参考4)

ハンド・アップ運動のシンボルマーク

